

よくあるご質問

Q1. 訪問診療を申し込むにはどのようにしたら良いですか？

A1.

訪問診療の対象とされているのは、原則的に「居宅(施設)で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難な方」とされております。しかし、その規定には、特に例示はなく、主治医の判断によるものとされております。

かかりつけ医や主治医に相談するのが基本ですが、病院の連携室や相談室(医療ソーシャルワーカー)、地域の介護支援事業者(ケアマネージャー)、訪問看護ステーションでも相談できます。

Q2. 訪問診療ではどのようなことをしてもらえるのですか？

A2.

全身状態の診察を基本として、お薬の処方、その他点滴、経管栄養、中心静脈栄養、酸素療法、人工呼吸器の管理等の医療措置が行われます。

また、褥瘡(床ずれ)などの処置や認知症の方へのケアにも対応して参ります。

検査機器を利用する検査(放射線検査等)が必要となった場合には、病院への受診をお願いすることがあります。

尚、入院治療が必要となった場合には、ご家族の方と相談の上、対応可能な医療機関に連絡を取り、入院の調整も行います。

Q3. 夜間・休日や緊急時はどうすればいいのですか？

A3.

訪問日以外等に病状や体調が悪くなった場合に備え、予め連絡先をご案内します。

当科の診療体制により、現在利用されている訪問看護ステーションへのご連絡をお願いする場合があります。

お電話の内容から医師が判断し、電話でのご指導や必要に応じて看護師や医師自ら、緊急訪問させていただきます。

Q4. 訪問診療にはどのくらいの費用がかかるのですか？

A4.

訪問診療は医療保険です。訪問回数・往診回数・医療保険の負担割合等により異なります。

採血などの検査を実施した場合は別途、費用がかかります。

また、在宅酸素・人工呼吸器等の医療機器を使用する場合やがんなどの疾患に対する緩和治療を行う場合も医療保険に含まれますが、別に負担金がかかります。詳しくは当院医事課(0244-46-5125 病院代表電話)にお尋ねください。

Q5. お薬は持ってきてもらえるのですか？

A5.

基本的には処方箋をお近くの院外薬局にご持参いただいておりますが、お薬の配達をご希望の方は、配達を行っている薬局をご紹介いたしますので、お申し付けください。

尚、配達の場合は、別途料金がかかります。

Q6. 診療費の支払いはどのようにすればいいのですか？

A6.

診療費は、通常、月単位でのお支払いとなります。

例えば、9月の診療費は10月の中旬に金額が確定しますので、ご家族が病院で直接お支払い頂くか、口座振込または口座引き落としとなります。

詳しくは、当院医事課にお尋ねください。

Q7. 定期的に病院にも通院できますか？

A7.

訪問診療を開始した後も、今までかかっていた先生にときどき受診されたい方もいらっしゃると思います。

専門的なことは今までの主治医の先生に診て頂くこともお勧めしております。

歯科・口腔疾患で通院されていた場合には、訪問診療をされている歯科医院の情報を提供することが可能です。

Q8. 看取りの対応は可能ですか。

A8.

当科では在宅でのお看取りの対応を行っております。

月のお支払い金額は、お亡くなりになられる前の訪問診療や往診の回数等によって変わります。死亡診断書の発行手数料が別途必要です。

Q9. デイサービスとの併用は可能ですか？

A9.

可能です。訪問診療を行う場はご自宅となります。デイサービスを利用されている曜日や時間帯を考慮し、訪問診療を受けることができます。

Q10. 高額療養費制度は在宅でも適応されますか？

A10.

適応されます。月の自己負担額が一定以上になった場合、払い戻しが受けられます。上限額は、年齢や所得、利用している健康保険の種類によっても異なります。詳しくは、健康保険証に記載された問い合わせ先（保険者）にご確認してください。